

白川町ふるさと定着促進補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、奨学金等の貸与を受け修学した者が、卒業後に白川町内に居住した場合において、その者が借り入れた奨学金等の返済に対し補助金を交付することにより、白川町内への定住を促進することを目的とする。

（対象となる奨学金）

第2条 補助金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 地方公共団体が設置する奨学金
- (4) その他町長が適当と認める奨学金等

（補助金の受給要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、専修学校専門課程に進学し、在学している期間に第2条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 補助金を受給する年度の前年度の期間中に月賦、半年賦、年賦により奨学金等（返還期間が9年以上のものに限る。）を返還している者
- (3) 補助金を受給する年度の前年度から当該補助金交付決定日まで引き続き白川町に住民登録があり、現に居住している者
- (4) 転勤等により一時的に住民登録した者でないこと。
- (5) 町税等を滞納していない者
- (6) 白川町暴力団排除条例（平成24年白川町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接関係者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還した奨学金等の返還金額とし、年間8万円を限度とする。ただし、補助金を受給する年度の前年度において白川町に居住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）で按分した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を、補助対象の返還金額とする。

2 繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額に含むものとする。

3 返還金額の確認については領収書、通帳の写し等の提出により行うものとする。

（交付申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、白川町ふるさと定着促進補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

（1）奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの（初回申請時に限る。）

（2）返還金額を証するもの

2 前項の申請書の提出は、原則として毎年4月とする。

3 町長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、補助金の額及び交付についての決定を行い、申請者に対して白川町ふるさと定着促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 補助金の交付は、通算して10年度を限度とする。

（補助金の交付）

第6条 町長は、前条第3項の規定により補助金の交付を決定した後、交付決定を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けた者があるとき、又は当該補助金を受けた者が補助金の交付を受けた最終年度から5年に満たない内に町外へ転出したときは、白川町ふるさと定着促進事業補助金返還命令書（様式第3号）により補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（交付台帳）

第8条 町長は、補助金の交付内容について、白川町ふるさと定着促進補助金交付台帳（様式第4号）により整理するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

白川町ふるさと定着促進補助金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

白川町長 様

申請者 住 所 白川町
氏 名
電話番号

白川町ふるさと定着促進補助金を受けたいので、白川町ふるさと定着促進補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて交付を申請します。
また、補助金受給後 5 年以上の定住の意思を有し、この申請に関して申請人の住民登録状況、町税等の納付状況等を確認することに同意します。

記

奨学金名	
奨学金貸与機関名称	
奨学金等返還金額	() 円
住民登録した年	
申請日現在の勤務先	T E L

※添付書類

- ・奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの（初年度申請時のみ）
- ・返還金額を証するもの（領収書もしくは通帳（見開きと該当ページ全て）の写し）

（補助金振込先口座）

金 融 機 関	銀行・信組 信金・農協				本店 支店			
口 座 種 別 及 び 口 座 番 号	普 通 当 座 その他							
口 座 名 義 人	フリガナ							
	名 義							

※ゆうちょ銀行の場合は、支店名に 5 桁、口座番号に 8 桁の番号を記入してください。

※申請書に記載していただいた個人情報は、白川町ふるさと定着促進補助金の申請の審査、交付決定及び同補助金の交付のために利用します。

様式第2号（第5条関係）

白川町ふるさと定着促進補助金交付決定通知書

年 月 日

様

白川町長

年 月 日付けで申請のありました白川町ふるさと定着促進補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を 交付します。

交付しません。

（理由）

2 補助金額 金 円

※ 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたときまたは、**補助金交付後5年以内に町外へ転出した場合は**、補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

白川町ふるさと定着促進補助金返還命令書

年 月 日

様

白川町長

年 月 日付けで決定した白川町ふるさと定着促進補助金について、白川町ふるさと定着促進補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり返還されたく通知します。

記

返還理由	
返還金額	金 円
返還期限	年 月 日

様式第4号（第8条関係）

白川町ふるさと定着促進補助金交付台帳

[illegible]